

令和 7 年度渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付要領

令和 7 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		少子化対策、結婚及び地域活性化を推進するため、独身男女の出会いの場を提供する事業に要した費用の一部を補助します。
内 容	補助対象事業	独身男女の出会いの場を提供する事業とし、次に掲げる条件を満たすものです。 (1) 団体等が中心となり行うこと。 (2) 市内で実施すること。 (3) 公募により参加者を広く募集すること。
	補助対象者	補助対象事業を実施する次に掲げる条件を満たす者です。 (1) 市内を中心に活動している団体であること。 (2) 組織の運営に関する規則（定款、会則等）があること。 (3) 予算・決算を適正に行っていること。 (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。 (5) 渋川市暴力団排除条例（平成 24 年渋川市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員の統制下にある団体でないこと。 (6) 団体の代表者が市税を滞納していないこと。
	補助対象経費	補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものです。ただし、経常的経費及び備品購入費は除くものとします。 (1) 報償費 (2) 消耗品費 (3) 飲食費（参加者の飲食費のみとし、事業実施のための会議等に係る飲食費は除く。） (4) 印刷製本費 (5) 通信運搬費 (6) 広告料 (7) 保険料 (8) 使用料及び賃借料 (9) 手数料 (10) その他市長が必要と認める経費
	交付金額	補助対象経費から寄附金その他の収入を控除した額とし、100,000 円を限度とします。 上記の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端

		数を切り捨てるものとします。 なお、限度額内であれば同一事業者の複数回のイベント開催は可能とします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、200,000円です。 限度に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	交付条件	(1) 当該年度の末までに補助対象事業を完了させること。 (2) 補助対象事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められたときは、これに応じること。 (3) 誓約書の内容を遵守すること。
	交付申請の方法、時期等	補助対象事業に着手する30日前までに、こども政策課へ書面の提出又は郵送にて申請してください。 渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 事業計画書（様式第2号） (2) 収支予算書（様式第3号） (3) 団体調書（様式第4号） (4) 誓約書（様式第5号） 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	申請のあった日から14日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により通知します。
	変更交付申請の方法、時期等	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金変更交付申請書（様式第7号）に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。
	変更の承認	変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により通知します。
	概算払申請の方法、支払時期等	概算払の交付を受けようとするときは、渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金概算払申請書（様式第9号）に渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付決定通知書の写し及び渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を添えて提出してください。 適正と認めた場合は、提出された申請書に基づき、請求日か

	ら30日以内に支払います。
実績報告の方法、 時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内に、 渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 （1） 渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付決定通知書の写し （2） 収支決算書（様式第12号） （3） 事業に係る領収書の写し （4） 事業に係る写真 （5） その他市長が必要と認める書類
補助金の額の確定	実績報告があったときは、当該報告書を審査し、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金確定通知書（様式第13号）により交付すべき補助金の額を確定します。
請求の方法、支払時期等	渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付請求書（様式第10号）に渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金確定通知書の写しを添えて、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 （1） 偽りその他の不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 （1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 （2） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
申請書等の様式	渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付申請書（様式第1号） 事業計画書（様式第2号） 収支予算書（様式第3号） 団体調書（様式第4号） 誓約書（様式第5号） 渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号） 渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金変更交付申請書（様式

	第 7 号) 渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第 8 号） 渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金概算払申請書（様式第 9 号） 渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金交付請求書（様式第 10 号） 渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第 11 号） 収支決算書（様式第 12 号） 渋川市恋活プロジェクト支援事業補助金確定通知書（様式第 13 号）
その他	（1） 補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存すること。
取扱担当課	渋川市役所こども政策課（本庁舎） 電話 0279-22-1880（直通） 0279-22-2111（内線1243） メールアドレス syoushikataisaku@city.shibukawa.gunma.jp